



1 目的

この基本方針は、いじめを許さない美しい学校づくり及び児童の尊厳保持のため、本校における「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本姿勢を教職員はもとより、児童・家庭・地域が共通認識し、いじめの防止等に係る取組を組織的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 めざす児童像

大すきいっぱい ～学びづくり、くらしづくり、仲間づくり～

3 基本理念

(1) 長崎市いじめ防止基本方針より

「いじめはどの子ども、どの学校にも起こりうるものであるが、人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えの下、学校教育全体を通じて繰り返し指導することにより、児童一人ひとりの心に根付かせていく。また、情報収集を積極的に行い、教育相談体制の充実、保護者との連携強化を図ることにより、いじめの根絶に努めていく。

(2) 責務と努め

- 学校の責務 … いじめの防止、早期発見等の取組の主体となり、保護者、地域、関係機関との連携に係るコーディネーターとしての役割を果たしながら、めざす児童像の育成を図る。
- 保護者の責務 … 子供の養育と成長について責任があることを自覚し、子供が安心して過ごせる居場所づくりに努める。また、規範意識の育成を重視し、いじめが許されない行為であることを十分理解させるなど、家庭教育の充実を図る。
- 地域の責務 … 地域全体で子供を見守り、保護者との連携を密にするとともに、自ら地域の子供を指導し、子供が安心して過ごすことのできる環境づくりに努める。
- 子供の努め … 自分を大切にするとともに、他の人を思いやり、いじめは絶対にしないという約束を守り、互いに仲良く生活できるように努める。

(3) いじめ防止対策推進法（抜粋）の理解と周知

(定義) 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止) 第4条

児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

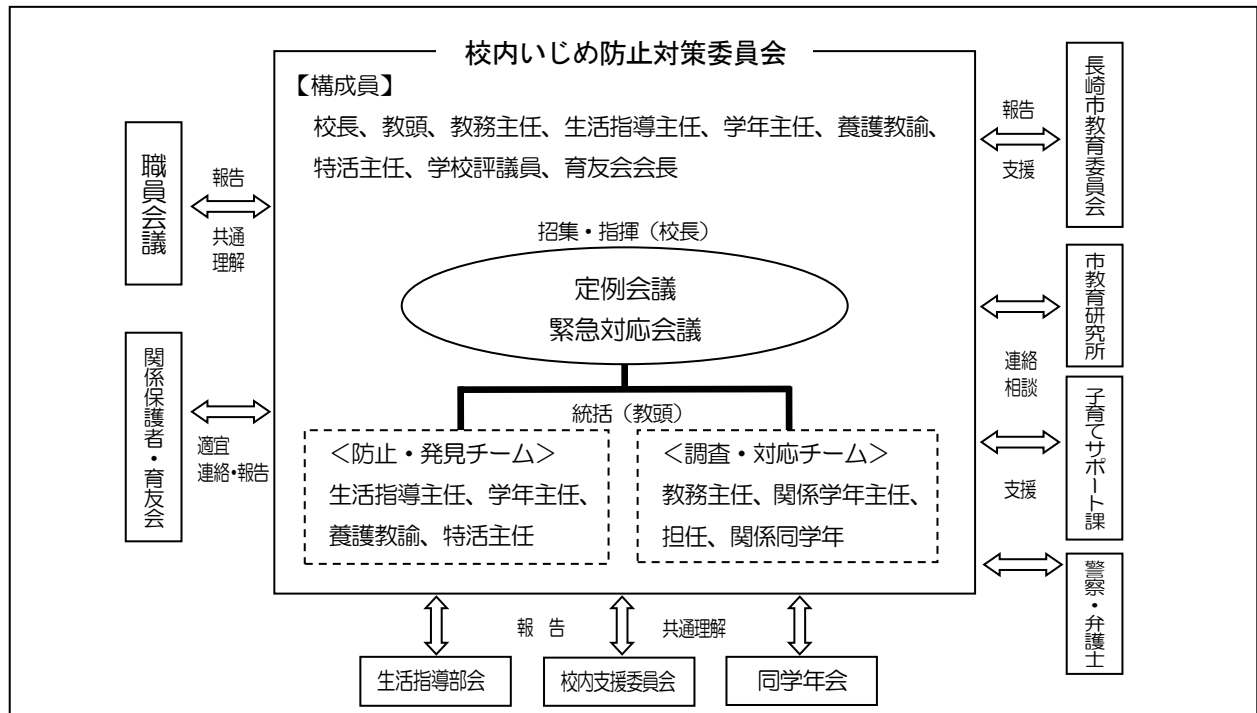
(保護者の責務等) 第9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。



5 いじめ防止に係る取組（重点）

(1) 「いじめの防止」

①居場所づくりのために

- 規律を重んじるとともに、自他を認め合い、自己肯定感を高められる家庭、学級をつくる。
- 全ての児童が参加・活躍できる授業を展開し、学力の保障を行う。
- 家庭、地域とともに平和教育を推進し、思いやりの心と相手のために動く実践力を育む。

②絆づくりのために

- 家族や教職員、地域の大人が、子供たちに積極的に声をかけ、愛情をしっかりと伝える。
- 班活動、係活動、学級遊び等の充実を図り、人間関係形成能力を育む。
- 児童会による自発的・自治的な活動として、いじめの防止等に係る学びや取組を行う。

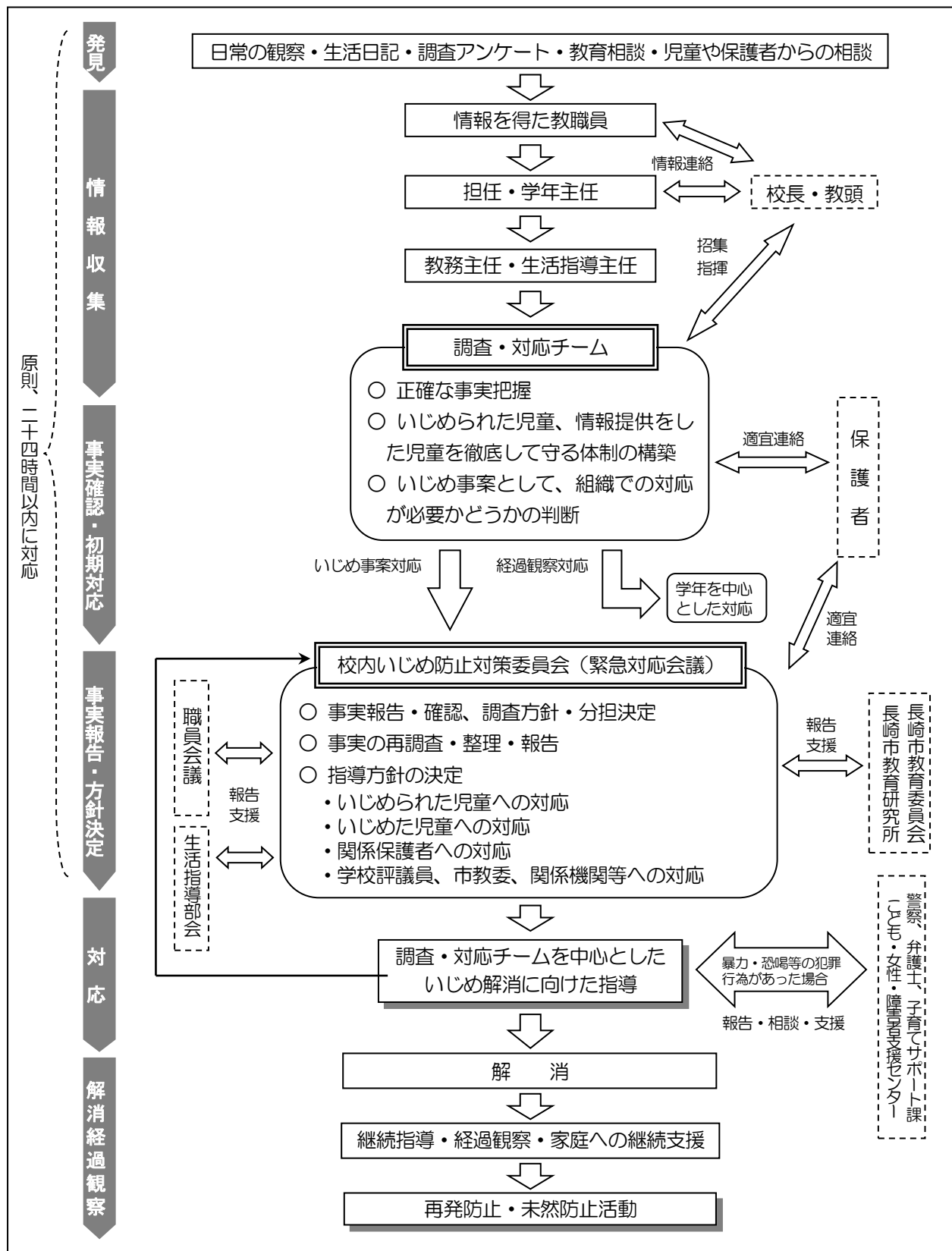
(2) 「いじめの早期発見」

- 「子供がいるところには、教職員がいる」を合言葉に、日々の観察の充実を図る。
- 給食時間を利用した個別面談や生活ノートの活用等により、信頼関係を構築する。
- 「心の時間」を活用し、定期的にアンケート調査を行う。
- 保健室を「心の相談室」して位置付けることにより、教育相談の窓口を広げる。
- 保護者との連絡を密にし、いじめ問題に対して保護者が即座に相談できる信頼関係を築く。

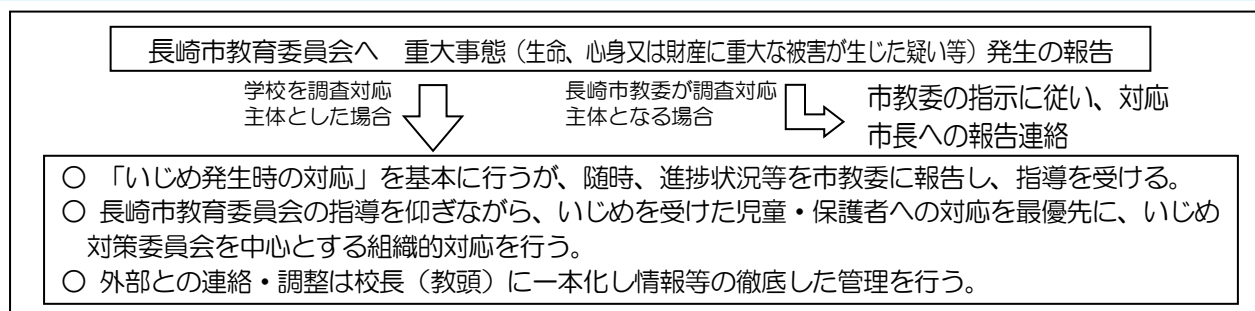
(3) 「いじめに対する措置」

- ①いじめの疑いが発見された場合、対策委員会の「調査・対応チーム」を中心に、正確な事実把握を行うとともに、「いじめられた児童、情報提供をした児童」を徹底して守る体制を整える。
- ②いじめ事案としての対応が必要となった場合は、いじめ防止対策委員会（緊急対応会議）を開き、事実確認と今後の指導方針を明確にする。
- ③指導方針に基づき、学級担任を中心としながらも、「いじめられた児童への対応者」「いじめた児童への対応者」「保護者への対応する教員」を配し、組織的な取組を行う。
- ④いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行いつつ、当事者以外の児童及び学級全体に対する指導を含め、継続した指導を行う。

6 いじめ発生時の対応（フロー図）



7 重大事態発生時の取組



8 いじめ重大事態について：「長崎市いじめ防止基本方針」参照

いじめ重大事態について

(1) 調査を要する重大事態の例

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③ その他の場合

- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

9 いじめ早期発見のためのチェックリスト（参考例）

学校生活の中でのチェック	家庭生活の中でのチェック
<u>いじめられている子のサイン</u> ☐ どこかおどおどしている。脅えているように感じる。 ☐ 浮かない顔や下を向いていることが多い。薄笑いが多い。教師と視線を合わせない。 ☐ わざとらしくはしゃいでいる。 ☐ 遅刻、欠席が急に増えた。 ☐ 衣服の汚れや傷・あざがある。 ☐ グループ編成などで孤立する。 ☐ 一人である時が多い。保健室や図書室によく行く。 ☐ 仲のいいグループから急に離れた。 ☐ よい発言や活動をしたのに賞賛が得られない。 ☐ 友達よりも教師と話したがる。 <u>いじめている子、いじめが起きている集団のサイン</u> ☐ 特定のグループばかりで行動し、他への指示が多い。 ☐ グループだけしか分からない隠語を使っている。 ☐ 特定の子に対する笑いや冷やかしが多く目に付く。 ☐ あからさまに教師の機嫌をとる。また、逆に教師の指導を素直に受け取れない。 ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている。	<u>いじめられている子のサイン</u> ☐ 口体や顔にあざや傷がある。尋ねても納得のいく説明が得られない。 ☐ 最近、服装がなんとなく乱れている。汚れが目立つ。 ☐ かばんや教科書、ノートに落書きがある。 ☐ 朝の起床や登校時刻が遅くなる。登校をしげる。 ☐ 買い与えたものを紛失したり、壊されたりしている。 ☐ お金をねだることが多くなった。何に使ったかを話したがない。 ☐ 友達の話をしなくなる。急に友達が替わる。 ☐ 友達からの電話や遊びの誘いを避けている。 ☐ 日曜や休日は機嫌がいい。 <u>いじめている子のサイン</u> ☐ 急に、学校や友達の話をしなくなる。質問しても曖昧な返答をする。 ☐ 友達を呼び捨てにする。軽蔑した口調で話す。 ☐ 買ってやった覚えのない品物がある。 ☐ 他人の物をよく借りている。いつまでも返さない。 ☐ 携帯電話等の依存度が増えた。

10 主な年間活動計画

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	今年度基本方針等の共通理解 学級開き	10月	
5月		11月	2学期全校いじめ防止アンケート
6月	1学期全校いじめ防止アンケート 心を見つめる教育週間・保護者懇談会	12月	なかよし集会 2学期取組のふり返し
7月	1学期取組のふり返し 個人面談	1月	
8月	平和集会	2月	3学期全校いじめ防止アンケート
9月		3月	次年度基本方針等の更新

※毎月「なかよしアンケート」を実施（いじめ、ヤングケアラー等調査）

11 いじめに関する相談機関

相 談 窓 口	電 話 番 号	相 談 時 間 等
長崎市こども相談センター	095-829-1122 メール・LINE 相談あり	8:45~17:30 (月~金)
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275 soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00~16:00 (月~金)
長崎市子育てサポート課	095-829-1255 相談電話 095-822-3725	8:45~17:30 (月~金)
長崎市こども・子育てイカオ相談	095-822-3725 LINE 相談あり	8:45~17:30 (月~金)
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00~17:45 (月~金)
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00~20:00 (毎日)
長崎子ども・若者総合相談センター (ゆめおす)	095-824-6325 yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp	10:00~22:00 (月~水、金) 10:00~18:00 (土)
長崎県警察本部ヤングテレホン	0120-786714	9:00~17:45 (月~金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00~22:00 (毎日) 第1・3土曜日は24時間
こころの電話	095-847-7867	9:00~12:00 (月~金) 13:00~15:15 (月~金)
子どもの人権110番	0120-007-110 メール・LINE 相談あり	8:30~17:15 (月~金)
24 時間子供 SOS ダイアル	0120-0-78310	24時間 (毎日)